住所　さいたま市大宮区堀の内町１丁目606番地
郝卓然　昭和30年７月18日生
薛建萍　昭和32年12月18日生
郝奇　平成６年８月10日生
住所　埼玉県本庄市児玉町金屋400番地７
ヴァヂネル・マサオ・フクハラ　昭和48年８月25日生
シルビア・コハツ・フクハラ　昭和48年11月５日生
ヘンリ・ユウスケ・フクハラ　平成11年２月10日生
ニコラス・ケイスケ・フクハラ　平成16年３月23日生
住所　埼玉県行田市大字長野4786番地１
李烈　昭和56年２月12日生
住所　埼玉県草加市苗塚町363番地１
藤瀬斌　昭和54年１月13日生
住所　名古屋市中川区打中１丁目16番地２
朴典子　昭和63年７月17日生
住所　千葉市中央区今井１丁目８番21号
賀新晴　昭和52年７月21日生
住所　京都市南区東九条南松ノ木町12番地
金京子　昭和38年12月10日生
住所　京都府宇治市折居台４丁目１番地171
金春美　昭和31年12月10日生
兪京秀　昭和54年９月９日生
住所　京都市山科区安朱馬場ノ東町23番地25
金東出　昭和11年12月25日生
金愛姫　昭和15年９月15日生
住所　京都市伏見区下鳥羽中三町92番地
金秀一　昭和28年９月８日生

○外務省告示第百三十二号

平成二十七年三月二十六日にネーピードーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十七年四月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百五十一億七千八百万円（三五、一七八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ミャンマー連邦共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、4欄及び5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ミャンマーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ミャンマー連邦共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ミャンマー連邦共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関してミャンマー連邦共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためミャンマー連邦共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　ミャンマー連邦共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(d)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(e)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

8(2)　ミャンマー連邦共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施のために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びミャンマー連邦共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ミャンマー連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月二十六日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史

ミャンマー連邦共和国
財務副大臣　リン・アウン閣下